ロ　第九十七条第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあっては同項第三十号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合（農林中央金庫の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあっては第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

15‖　法第二十四条第五項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫に類する者）

第九十六条　法第七十二条第一項第八号の主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社等（農林中央金庫の子会社（同項第一号、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［項を削る。］

三‖　第一号ロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第七十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる会社を有しない場合に限る。）

四‖　法第七十二条第一項第一号の二、第三号の二又は第八号から第九号の三までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五‖　法第七十二条第二項第五号ハに規定する農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第九十七条第五項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六‖　法第七十二条第二項第六号ニに規定する農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち第九十七条第六項に定める持株会社にあっては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

13‖　法第二十四条第五項の規定は、第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫に類する者）

第九十六条　法第七十二条第一項第八号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一‖　農林中央金庫の農林中央金庫集団（農林中央金庫及びその子会社の集団（特定子銀行（農林中央金庫の子会社のうち、法第七十二条第一項第一号、第一号の二又は第五号に掲げる会社をいう。以下この号において同じ。）及び農林中央金庫の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二‖　農林中央金庫又は農林中央金庫集団及び次に掲げる者

イ　金融機関等

ロ　金融機関等集団

ハ　銀行等持株会社集団

2‖　前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一　金融機関等　次に掲げる者

イ　銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）